

# 福岡県公報

令和八年六月十九日  
第七百四号  
増刊  
①

## 目次

### 再掲

○外国の地方公共団体の機関等に派遣される福岡県職員の処遇等に関する条例の施行規則の一部を改正する規則

(人事委員会事務局給与公平課) ……………一

### 再掲

福岡県条例の公布等に関する条例(昭和二十五年福岡県条例第四十六号)第四条において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

外国の地方公共団体の機関等に派遣される福岡県職員の処遇等に関する条例の施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和八年六月八日

福岡県人事委員会委員長 馬場 貞仁

### 福岡県人事委員会規則第十八号

外国の地方公共団体の機関等に派遣される福岡県職員の処遇等に関する条例の施行規則の一部を改正する規則

外国の地方公共団体の機関等に派遣される福岡県職員の処遇等に関する条例の施行規則(昭和六十三年福岡県人事委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「住居手当及び配偶者手当」を「在外住居手当、同行配偶者手当、同行子女手当及び在外単身赴任手当」に改める。

### 附則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の外国の地方公共団体の機

関等に派遣される福岡県職員の処遇等に関する条例の施行規則の規定は、令和八年四月一日から適用する。

定期発行日 毎週火金曜日

〔発行〕〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 福岡県 総務部法務・県民情報課 (電話 092-643-3028)  
〔作成〕〒810-0011 福岡市中央区高砂一丁目6番19号 株式会社西日本高速印刷 (電話 092-531-1766)